

令和5年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保 和 安
令 和 6 年 5 月

令和5年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程において、別表で定める組織図と実際の組織体制が異なっていた。 ・周知・調査業務においてガス事業法に則した、周知文書及び調査票を用いていなかった。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・ガス主任技術者の選解任が届けられていない ・技省令で定められている誤操作防止措置が一部とられていない ・使用期限の切れたホースが使用されていた ・保安規程、保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なる。 また、保安教育において対象者・欠席者の記録がとられていない ・保安規程で定めるとされている下位規程がない ・特定容器使用記録表を用いていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で定められる保安教育が一部実施されていない ・周知に係る記録がとられていない ・保安業務規程で定められた頻度で調査を行っていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・ガス工作物の工事に関して、工事計画届出書が提出されていない。 ・ガス工作物の工事に関して、使用前検査を受検されていない。 ・周知に関して記録をとること
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・保安規程に定める保安管理組織と相違している ・保安業務規程に定める調査票の様式が相違している

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程に定めるガス工作物の工事完了時の検査記録について、適切に保存がされていない。

	・特定容器の使用に係る場合にあって、様式第14により保存していない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程に定める保安教育について、一部の項目が実施されていない ・消費機器調査における再調査の実施時期が守られていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・導管の漏えい検査について、適切な頻度で実施されていない ・保安業務規定において、別表で定める組織図と実際の体制が異なる。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で定められている消費機器について調査の実施期限が守られていない
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	・保安業務規程で定める保安業務監督者について、必要な資格要件を満たしていない
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	・導管の漏えい検査の検査頻度が守られていない ・調査に関して定められた様式を使用していない

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・ガス主任技術者の選解任届が提出されていない ・保安規程で定める組織図が実態と異なる ・保安規程、保安業務規程で定める保安教育を教育対象者に実施していない ・保安規程、保安業務規程で定める下位規程を定めていない ・保安規程、保安業務規程で定める災害防止のための体制が定められていない ・保安業務規程で定める周知に係る記録がない ・保安業務規程で定める調査業務の頻度が守られていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・技術基準省令で定める導管の漏えい検査頻度が守られていない ・保安規程で定める教育、訓練が一部実施されていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・ガス工作物の工事に関して、工事計画届出書が提出されていない。 ・ガス工作物の工事に関して、使用前検査を受検されていない。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし